



# 総務産業常任委員会・社会文教常任委員会 提言書（概要）

## 常任委員会による政策提案について

塩尻市議会では、塩尻市議会基本条例において、議会の活動原則として、政策立案及び政策提案に積極的に取り組むこととしています。

塩尻市議会の委員会構成は、令和3年5月臨時会において、それまでの「総務生活」「福祉教育」「産業建設」の3委員会から、「総務産業」「社会文教」「予算決算」の3常任委員会へ再編を行いました。

## 塩尻市水資源の保全に関する提言書 社会文教常任委員会

### 水は生きる上で欠かせない そして「公共性」 の高いもの



#### 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」

指定された「水資源保全地域」への土地取引等を行う場合は県へ届け出。勧告に従わない場合は氏名等の公表。

「水資源保全地域」指定には市長の申請が必要。本市では指定なし。候補地は挙げられているが、具体的な指定はこれからの検討課題。

#### ▼水資源の諸課題

森林、農業、観光資源など、外国資本がそれらを投資対象とし、全国的に土地買収の報道がされている。

#### 「塩尻市公害防止条例」

令和2年に改正。  
地下水採取の届出を義務付け。

罰則規定はあるものの、今まで罰則の適用がないことから、条例の実効性を担保するためにも規制方法について検討する必要あり。

#### 「塩尻市環境審議会」

環境の保全に関する重要事項の調査審議を行う。  
市長に意見を述べるができる。

## 政策提案

- 1 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」の規定による「水資源保全地域」の指定に向け、その候補地の検討にあたっては水源地の状況把握、指定基準について「塩尻市環境審議会」で積極的に協議すること。
- 2 塩尻市における水環境の保全のため、塩尻市公害防止条例を本市の現状に合わせた実効性のあるものとするよう検討し、水利用に関する規制には十分留意すること。